② 再度の公告

上記①によっても予定価格の制限の範囲内である入札がない場合には、必要に応じ、入札条件の見直しを行った上で再度の公告と入札を行うものとする。

⑹ 「総合評価点」が同一となる入札参加者が複数存在する場合

「総合評価点」が同一となる者がいる場合は、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、「総合評価点」の順位を決定する。なお、入札参加者またはその代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札執行事務に関係のないＮＨＫの職員がこれに代わってくじを引くものとする。

8 落札者の決定方法

⑴ 上記１⑴①②③④の４地区、および⑤⑥⑦⑧の４地区の決定方法

① 各地区における総合評価点の順位の最も高い者を「落札候補者」とする。

② 落札者となる地区数の上限は、それぞれ別途指定の用紙で提出した「同時受託可能地区数」とする。

③ 「落札候補者」となった地区数が「同時受託可能地区数」を超えない場合は、落札者として決定する。「落札候補者」となった地区数が「同時受託可能地区数」を超える場合は、「同時受託可能地区数」を上限として、別途指定の用紙で提出した「受託希望順位」の高い地区より順に落札者として決定する。

④ 上記８⑴③により、落札者が決定しなかった地区については、落札者として決定した地区数が「同時受託可能地区数」に達していない者のうち、「総合評価点」の順位が最も高い者を「落札候補者」とする。落札者は、上記８⑴③の考え方により決定する。

⑤ 上記８⑴③、④の考え方により各地区の落札者を決定するものとするが、次のイあるいはロに掲げる場合に該当すると認められる場合には、落札者として決定した地区数が「同時受託可能地区数」に達していない者のうち、「総合評価点」の順位が最も高い者を「落札候補者」とする。なお、「落札候補者」がなくなった場合は入札不調とする。

イ．当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

(i) 本入札は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を設定している。

(ii) 上記(i)の基準を下回った入札があった場合には、落札者の決定を「保留」し、調査のうえ、必要に応じ評価委員会への諮問を経て、その結果を後日通知する。

(iii) 上記(i)の基準を下回った入札参加者は、事後の事情聴取等に協力すること。

ロ．その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって、著しく不適当と認められる場合

⑵ 上記１⑴⑨⑩の決定方法

各地区における「総合評価点」の順位の最も高い者を落札者として決定する。

ただし、「総合評価点」の順位の最も高い者が、次に掲げる場合に該当すると認められる場合には、他の者のうち、総合評価点の順位が次に高い者を落札者とする。

① 当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

イ．本入札は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を設定している。

ロ．上記イの基準を下回った入札があった場合には、落札者の決定を「保留」して終了し、調査のうえ、必要に応じ評価委員会への諮問を経て、その結果を後日通知する。

ハ．上記イの基準を下回った入札者は、事後の事情聴取等に協力すること。

② その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって、著しく不適当と認められる場合

9 落札者決定の通知

⑴ 上記１⑴①②③④の４地区、および⑤⑥⑦⑧の４地区の通知方法

平成26年11月28日（金）17時00分までに各地区の開札の対象者に対して電子メールにより通知する。ただし、上記１⑴①②③④の４地区、および⑤⑥⑦⑧の４地区のうち、それぞれ１つ以上の地区で上記８⑴⑤イに該当する地区があり、当該地区やその他の地区の落札者の決定を「保留」する場合は、その旨を電子メールにより通知する。

⑵ 上記１⑴⑨⑩の通知方法

平成26年11月27日（木）の開札時に、各地区の開札の参加者に対して通知する。ただし上記８⑵①に該当する場合は、結果を後日通知する。

10 落札者の公表

落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名または名称、落札金額および落札者の決定理由、企画提案内容の概要について公表するものとする。

11 その他

⑴ 契約手続において使用する言語および通貨　日本語および日本国通貨

⑵ 入札保証金および契約保証金　免除

⑶ 入札の無効　本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札は無効とする。

⑷ 契約書作成の要否　要

⑸ 契約条項　業務委託契約書（案）による

12 本件に関する照会先

〒150―8001 東京都渋谷区神南２―２―１
日本放送協会　営業局　営業推進センター　入札担当
電話　03―5455―5186
ＨＰ　http://www.nhk.or.jp/boshu/nyusatsu31/

税理士証票無効公告

平成26年８月27日までに、それぞれの届出があった次の税理士証票は、事故発生の日以後は無効とする。

平成26年８月27日　日本税理士会連合会

登録番号	氏名	税理士証票交付番号	亡失年月日
6937	大川　爲男	355495	26. 7.31
20492	五十川雅也	249034	26. 7. 1
31738	齋藤　清	97475	26. 6.25
54671	井田　幸次	144886	26. 7. 7
56436	橋本　知和	232095	26. 7.15
80405	畑尾みさを	232569	26. 7.25
88383	藤原　千穂	351369	26. 6. 4
92929	門　邦夫	330571	26. 8. 1
94144	高橋　隆敏	322486	26. 8. 1
94484	櫻井　多美	339734	26. 4.20
117924	伊藤　淳	326263	25.10.18
121436	稲福　政泰	347287	26. 8. 3
121489	大澤　敦美	343274	26. 8. 7
123608	橘　慶太	344391	26. 6.24
124590	澤栗　巖	348156	26. 7.18

税理士登録まつ消公告

税理士法（昭和26年法律第237号）第27条の規定により平成26年８月１日から平成26年８月27日までに税理士の登録をまつ消した者を次のとおり公告する。

平成26年８月27日　日本税理士会連合会

登録番号	氏名	まつ消の理由
13040	岩井　節夫	26. 3. 7 死亡
13520	時澤　義郎	26. 7.30 業務廃止
23384	江森　芳男	26. 7.31 〃
23664	原　公美	26. 7.20 死亡
24370	角田　博	26. 6.30 業務廃止
24923	浅井　克巳	26. 7.19 死亡
25377	長嶋　伸治	26. 6.28 〃
27282	廣川　秀夫	26. 7.15 業務廃止
31828	鈴木　功	26. 6.11 死亡
34367	渡邉　恭一	26. 7. 2 〃
37258	橋本　健	26. 7.31 業務廃止
42020	松本　一宣	26. 7.30 〃
46557	坂口　洋	26. 7.13 死亡
46702	末永　仁宏	26. 8. 4 業務廃止
57062	小幡　武彦	26. 7.29 〃
63212	後藤　利治	26. 7. 1 〃
63729	伊藤トミ子	26. 6.30 〃
67326	坂元　左	26. 7.31 〃
67628	藤原　壽夫	26. 7. 8 〃
69098	久須美幸宏	26. 7.30 〃
73364	高田　哲史	26. 7.19 死亡
73725	宇山　正朝	26. 7.22 〃
73965	小又　光雄	26. 7.31 業務廃止
78176	田久保作次	26. 5. 2 〃
85152	荒井　勗	26. 7.31 〃
90783	内山　靖之	26. 7.12 死亡
95606	千葉　力	26. 7.31 業務廃止
98138	伊達　正義	26. 7.30 〃
98226	月待　孝一	26. 6.11 死亡
107393	多比羅祐子	26. 7.23 業務廃止
116191	澤田　英之	26. 7.28 〃
116494	高島　安男	26. 3.31 〃
117908	三谷　太郎	26. 8. 1 〃